

投票立会人のしおり



亀山市選挙管理委員会

1. 投票立会人の心がまえ

(1) 投票所における投票立会人の職務を担っていただきます。

○投票日（9月7日）

投票区	投票所名	投票区の区域
1	城北地区コミュニティセンター	住山町 羽若町 亀田町 アイリス町
2	北東地区コミュニティセンター	椿世町 新椿世 北町 北山町 東台町 渋倉町 栄町 東野タウン
3	本町地区コミュニティセンター	本町 高塚町 上野町 小下町
4	亀山市役所	東町 江ヶ室 中屋敷町 東丸町 本丸町 西丸町 西町 若山町 南崎町 御幸町 東御幸町 市ヶ坂町 万町
5	野村地区コミュニティセンター	野村 野村団地 南野町 北野町
6	東部地区コミュニティセンター	阿野田町 二本松 南鹿島町 北鹿島町 菅内町
7	亀山南小学校	天神 中村 和賀町
8	南部地区コミュニティセンター	安知本町 田茂町 楠平尾町
9	昼生地区コミュニティセンター	三寺町 中庄町 下庄町（神向谷）
10	下庄集会所	下庄町（神向谷を除く）
11	井田川地区南コミュニティセンター	和田町 和田団地 井尻町 川合町川合
12	井田川小学校	井田川町 みどり町 川合町東
13	みずほ台幼稚園	みずほ台 ひとみが丘 山田 新道 メープル川合
14	みずきが丘集会所	田村町（名越を除く） 長明寺町 太森町 みずきが丘
15	能褒野町公民館	能褒野町 田村町（名越）
16	川崎地区コミュニティセンター	川崎町
17	辺法寺営農組合集会所	辺法寺町
18	野登地区コミュニティセンター	両尾町
19	池山公民館	安坂山町
20	小川生活改善センター	小川町
21	下白木公民館	白木町
22	落針公民館	布気町
23	神辺地区コミュニティセンター	太岡寺町 小野町 木下町 山下町 虹ヶ丘団地
24	関文化交流センター	新所 中町 木崎 泉ヶ丘 富士ハイツ 小野
25	関町北部ふれあい交流センター	会下 鷲山 あけぼの台 白木一色
26	鈴鹿馬子唄会館	市瀬 沓掛 坂下
27	林業総合センター	加太神武 加太板屋 加太北在家 加太中在家
28	市場公民館	加太市場 加太向井 加太梶ヶ坂
29	関南部地区コミュニティセンター	萩原 福德 古厩 久我 関ヶ丘 金場 越川

※投票時間は、午前7時から午後8時までとなります。

(2) 立会開始時刻の10分前までに所定の投票所においでください。

区分	立会時間	参集時刻
1日	午前7時～午後8時	午前6時50分
午前	午前7時～午後1時30	午前6時50分
午後	午後1時30分～午後8時	午後1時20分

※表中に記載する立会時間には、投票所の閉鎖、投票録の作成 及び 投票箱等の送致にかかる時間は含まれておりません。1日又は午後の立会をお願いしている投票立会人につきましては、これらの立会（投票箱等の送致については1名のみ）についても併せてお願いすることになりますので、よろしくお願い致します。

(3) 投票立会人は、公益代表としての職責上、正当な理由がなければ、その職を辞することができません。急病その他やむを得ない事情により辞職しようとするときは、投票管理者に申し出てください。また、同様の事情により定刻までに所定の投票所に参会できないときは、速やかに亀山市選挙管理委員会事務局（電話：0595－84－5017）又は投票管理者に連絡してください。

(4) 投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公正を確保するため公益代表として投票事務全般に立会う重要な職責を有します。投票立会人は、選挙人が自由な意思によって投票できるよう、次の事項に十分注意してください。

- ① 職務執行に当たっては、投票の秘密保持に特に配慮してください。
- ② 投票立会人には守秘義務があります。投票立会人の職務執行の際に知った事項については、選挙後においても一切漏らしてはなりません。
- ③ 投票の立会いは2人以上であることが必要です。食事、手洗いその他やむを得ず席を離れる場合は、投票管理者に必ず連絡するとともに、同時に2人が席を立たないようにしてください。

(5) 投票所内では、私用の携帯電話のご使用や私語はお控えください。

(6) 服装について決まりはありませんが、派手なものや露出の多いものはご遠慮ください。なお、可能であれば寒暖の調節ができる服装でお願いします。

2. 持参いただくもの

(1) 選任通知書

(2) 印鑑（認印で結構です。シャチハタはご遠慮願います。）

3. 投票立会人の主な職務

(1) 投票所又は期日前投票所の開閉に立会うこと。

※午前の立会人につきましては開始のみ、午後の立会人につきましては閉鎖のみ立ち会っていただくことになります。

(2) 最初に選挙人が投票する前に、選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと（1日又は午前の立会人のみ）

(3) 選挙人を選挙人名簿（抄本）と対照し、投票用紙を交付することに立ち会うこと。

※投票できる者は、選挙当日選挙権を有し、かつ、選挙人名簿に登録された者でなければなりません。ただし、選挙人名簿に登録されていなくても、選挙人名簿に登録されるべき旨の選挙管理委員会の決定書又は裁判所の確定判決書を所持している者については投票ができることになっています。

(4) 選挙人による投票箱への投票用紙の投入を確認すること。

※投票用紙の交付を受けた選挙人が投票をせずそのまま用紙を持ち帰ることは、二重投票その他の不正を誘発し、選挙争訟の原因になることもあることから、選挙人の投票の過程を十分監視する必要があります。

(5) 投票手続きに関し、投票管理者に対して意見を述べること。

ア 投票を拒否することについて意見を求められたとき

投票管理者は、選挙人の投票を拒否しようとするときには、投票立会人の意見を聴いた上で決定しなければなりません。

＜投票を拒否するとき＞

① 投票管理者は、選挙人が本人かどうかを確認することができないときには、本人である旨の宣言をさせなければなりません、その宣言をしないとき

② 選挙人名簿に登録されている者が、誤載者であるとき

③ 選挙人名簿に登録されている者が、選挙当日失権によって選挙権を有しないと認められるとき

④ 1人1票の原則に反する再度の投票であると認められるとき

⑤ 不在者投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた者が、これらを返還しないで投票しようとするとき

イ 代理投票を拒否することについて意見を求められたとき

投票管理者は、身体故障などを理由として代理投票を申請する選挙人について、その理由がないと認められるときには、投票立会人の意見を聴いた上で、その拒否を決定することができます。

ウ 代理投票補助者の選任について意見を求められたとき

投票管理者は、代理投票に際し、当該選挙人の投票を補助すべき者（２人）を選任しようとするときには、投票立会人の意見を聴いた上で定めなければなりません

エ 【第４投票区のみ】不在者投票を受理するか否かについて意見を求められたとき

投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに送致された不在者投票について、投票箱を閉じる前に、これを受理することができるものであるかどうかについて、投票立会人の意見を聴いた上で決定しなければなりません。

<留意点>

① 不在者投票を行った者は、選挙の当日選挙権を有する者であるか

② 所定の投票用封筒を用いているか

③ 投票用封筒の記載が完全であるか

④ その他不在者投票が所定の手続きによって行われているか

オ 【第４投票区のみ】受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票があるときに拒否をするか否かについて意見を求められたとき

投票管理者は、受理すべきものと決定した不在者投票について、代理投票の仮投票が行われているときは、その代理投票を拒否するか否かについて、投票立会人の意見を聴いた上で決定しなければなりません。

（６）投票管理者の決定について異議を述べること。

ア 選挙人が投票を拒否されたこと又は拒否されないことについて異議があるとき

投票立会人は、投票管理者が選挙人の投票を拒否したこと、又は選挙人の選挙資格に疑義があるにもかかわらず投票管理者が投票を拒否しないことについて異議を述べることができます。この場合、投票管理者は、選挙人に仮投票をさせなければなりません。

イ 選挙人が代理投票を認められたことについて異議があるとき

投票立会人は、投票管理者が選挙人の代理投票を認めたことについて異議を述べることができます。この場合、投票管理者は、選挙人に仮投票をさせなければならなりません。

（７）【午前の立会人のみ】引継書を作成すること。

立合時間中における異状の有無等について、午後の立会人に適切に引継ぎをするため、引継書の作成をお願いしています。

（８）【１日又は午後の立会人のみ】投票の終了後、次の処理を行うこと。

ア 投票録を確認し、署名する。この際、欄外に捨印をする。

イ 投票管理者とともに投票箱等を開票管理者（選挙長）に送致する（2名の立会人のうち、いずれか1名）。この場合において、投票箱等を送致する投票立会人は、投票箱の鍵（一の鍵）1個を保管し、開票管理者（選挙長）に送致する。

※鍵は封筒に入れ、投票管理者 及び 投票立会人の全員が封印をします。